土木工事標準積算基準（Ⅰ）新旧対照表

新	旧	備考
		改定

新

（ロ）「交通誘導警備員Ａ」「交通誘導警備員Ｂ」について

福島県においては，表２．１に示す路線及び区間については，警備業法（昭和47年７月５日法律117号）第18条，警備員等の検定等に関する規則（国家公安委員会規則第20号，平成17年11月18日）第２条及び福島県公安委員会告示第41号（平成18年12月19日）に基づき，交通誘導警備検定（１級又は２級）の合格者を１人以上配置しなければならない。

表2．1 指定路線

指定路線		区間	施行年月日
自動車専用道路		供用区間	供用日
福島県公安委員会が必要と認める道路	国道4号	福島県の全域	平成19年6月19日
	国道6号		
	国道13号		
	国道49号		
	国道114号		平成28年4月1日
	国道115号		
	国道118号		平成19年6月19日
	国道121号		平成28年4月1日
	国道252号		令和8年6月1日
	国道288号		平成28年4月1日
	国道289号		
	国道294号		
	国道349号		
	国道399号	福島県の全域（ただし、福島市飯坂町茂庭134林班い小班から福島市飯坂町茂庭134林班つ小班までの間を除く。）	
	国道459号	福島県の全域（ただし、喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く。）	
	県道福島飯坂線	福島県の全域	
	県道日立いわき線		
	県道原町川俣線		
	県道いわき石川線		
	県道小名浜四倉線		
	県道郡山停車場線		令和8年6月1日
	県道いわき上三坂小野線		平成28年4月1日
	県道小名浜平線		
	県道常磐勿来線		
	県道郡山大越線		令和8年6月1日
	県道会津若松裏磐梯線	福島県会津若松市の全域	平成28年4月1日
	県道小名浜小野線 ※ 路線の起点から通称「下船尾交差点」まで	福島県いわき市小名浜下神白字林崎27番3地先から福島県いわき市常磐下船尾町内289番8地先まで	令和8年6月1日
	県道河内郡山線	福島県の全域	平成28年4月1日
	県道荒井郡山線		令和8年6月1日
	県道須賀川二本松線		平成28年4月1日
	県道相馬新地線		令和8年6月1日

・交通誘導警備員Ａ

警備業者の警備員（警備業法第２条第４項に規定する警備員をいう。）で，交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第１条４号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員。

・交通誘導警備員Ｂ

警備業者の警備員または過去３年以内に建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者で，交通誘導警備員Ａ以外の交通誘導に従事するもの。

※交通誘導警備業務に係る一級，二級の検定合格者であっても配置義務のない道路の工事では交通誘導警備員Ｂとなるので注意すること。

旧

（ロ）「交通誘導警備員Ａ」「交通誘導警備員Ｂ」について

福島県においては，表２．１に示す路線及び区間については，警備業法（昭和47年７月５日法律117号）第18条，警備員等の検定等に関する規則（国家公安委員会規則第20号，平成17年11月18日）第２条及び福島県公安委員会告示第41号（平成18年12月19日）に基づき，交通誘導警備検定（１級又は２級）の合格者を１人以上配置しなければならない。

表2．1 指定路線

指定路線		区間	施行年月日
自動車専用道路		供用区間	供用日
福島県公安委員会が必要と認める道路	国道４号	福島県の全域	平成 19 年 6 月 19 日
	国道６号		
	国道１３号		
	国道４９号		
	国道１１４号		平成 28 年 4 月 1 日
	国道１１５号		
	国道１１８号		平成 19 年 6 月 19 日
	国道１２１号		平成 28 年 4 月 1 日
	国道２８８号		
	国道２８９号		
	国道２９４号		
	国道３４９号		
	国道３９９号	福島県の全域（ただし，福島市飯坂町茂庭134林班い小班から福島市飯坂町茂庭134林班つ小班までの間を除く）	
	国道４５９号	福島県の全域（ただし，喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く）	
	県道福島飯坂線	福島県の全域	
	県道日立いわき線		
	県道原町川俣線		
	県道いわき石川線		
	県道小名浜四倉線		
	県道いわき上三坂小野線		
	県道小名浜平線		
	県道常磐勿来線		
	県道会津若松裏磐梯線	福島県会津若松市の全域	
	県道河内郡山線	福島県の全域	
	県道須賀川二本松線		

・交通誘導警備員Ａ

警備業者の警備員（警備業法第２条第４項に規定する警備員をいう。）で，交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第１条４号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員。

・交通誘導警備員Ｂ

警備業者の警備員または過去３年以内に建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者で，交通誘導警備員Ａ以外の交通誘導に従事するもの。

※交通誘導警備業務に係る一級，二級の検定合格者であっても配置義務のない道路の工事では交通誘導警備員Ｂとなるので注意すること。